

新潟県新人看護職員研修事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、病院等において、新人看護職員、新人保健師及び新人助産師が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「病院等」とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院等をいう。
- (2) 「新人看護職員」とは、免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- (3) 「新人保健師」とは、保健師免許取得後に初めて保健師として就労する保健師をいう。
- (4) 「新人助産師」とは、助産師免許取得後に初めて助産師として就労する助産師をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、第1条に掲げる目的のため第4条の事業を実施する病院等とする。

(事業内容)

第4条 本事業は、次の各号に定めるところによる。

(1) 新人看護職員研修事業

病院等が、新人看護職員研修ガイドライン（平成23年2月14日医政看発214第2号通知、以下「ガイドライン」という。）に示された次の項目に沿って、新人看護職員、新人保健師、新人助産師に対して実施する研修事業。

ア 「新人看護職員を支える体制の構築」（ガイドラインⅠ-3-1）を参照）

として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

イ 「研修における組織の体制」（ガイドラインⅠ-3-2）を参照）として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

ウ 「新人看護職員研修」（ガイドラインⅡを参照）に沿って、到達目標を設定するとともに、その評価を行うこと。また、研修プログラムを作成し、研修を実施すること。

なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」（ガイドライ

ンのうち保健師編のⅡ)に沿って、到達目標を設定するとともに、その評価を行うこと。研修の実施にあたっては、研修プログラムを作成し、研修を実施すること。

(2) 医療機関受入研修事業

(1) を実施する病院等が、自施設の新人看護職員研修を公開し、新人看護職員研修事業を単独で完結できない施設から、公募により看護職員を受け入れて実施する研修事業。

なお、医療機関受入研修は、複数月で実施することとし、新人保健師研修又は新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

(補助の範囲)

第5条 県は、本事業の実施について、当該年度の事業予算の範囲内で補助することとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年1月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。